

## 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年5月26日(火)
2. 時 間 午後3時30分～午後5時30分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境  
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部  
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長・入間  
消防署長
5. 事務局 広報課 河村課長  
人事課 晝間参事兼課長  
危機管理課 半田課長、根本主幹、川村主任  
中村健康福祉センター所長  
地域保健課 正木主査  
健康管理課 須田課長、吉田主幹

### 6. 議事概要

#### (1) 緊急事態宣言解除後のガイドラインの検討について（資料1、1-2参照）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に立った市主催事業等の開催における当市のガイドラインを資料1のとおり決定する。
- ・このガイドラインは市主催事業のほか、貸館業務の再開等各施設の運営に際しても適用することとし、国、県の対処方針が修正された場合は適宜見直すものとする。
- ・各課、各施設においては、このガイドラインを基本に事業等を再開する条件を検討し、各々の状況に応じた条件に修正するなど、各課、各施設で作成する実施要領などに盛り込み実態に合わせた対応を図ることとする。

#### (2) 緊急事態宣言解除後（6月まで）の対応について（資料2参照）

#### (3) 7月以降の年度内のイベント等の方向性について

※ (2)、(3)については、関連があるため併せて議題とする。

- ・現在の休館施設の期間は資料2のとおりである。
- ・イベント等の開催、施設運営の方向性について、当面は年度内を目途に資料1のガイドラインに沿った対応とする。
- ・不特定多数の来場者が想定されるイベント等は、実施内容を確認してガイドラインを遵守して実施するが、ガイドラインに基づく実施が困難な場合は中止とする。
- ・各施設の運営は、ガイドラインに基づいて施設ごとに対策を整備した上で実施するものとする。
- ・施設運営の再開については、屋内施設と屋外施設、また、不特定多数が利用する場

合と利用者が限定される場合とで区分されてくると考えられるが、区分された中で再開時期はあわせていく。

- ・以上の意見を踏まえ別紙「公共施設利用開始日一覧」のとおり、施設の再開日を設定した。

#### (4) その他

##### \*各部長からの報告

- ・国の第2次補正予算への対応を各部にお願いすることになる。
- ・市内事業者から提供された次亜塩素酸水の市民配布の第1回目を5月23日に実施した。今後5月29日、6月6日、12日の3回を予定している。
- ・現在5階に設置している市民からの電話の問合せセンターを5月29日に閉鎖する。今後は感染症対策担当、給付金担当で対応していく。
- ・防犯パトロールについては、全庁の協力体制のもと6月以降も継続していく。
- ・新型コロナウイルス関連のマスク等の寄附について、危機管理課まで報告を願う。
- ・出先機関の再開に伴うサーモメータについては6月30日までに購入できる見込みである。

##### \*国内及び県内の感染者数について（5月17日公表）

- ・国内感染者数16,536人、うち県内感染者数999人（内訳：資料3のとおり）